

# 五泉市総合計画審議会条例

平成18年1月1日  
条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、五泉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、五泉市の総合計画に関する事項について調査及び審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係諸団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、委員は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について、調査審議させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

## 五泉市総合計画審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

条 例 該 当 号	分野	氏名	団体	役職
第1号	市議会	佐 藤 浩	五泉市議会	
		熊 倉 政 一	五泉市議会	
		伊 藤 昭 一	五泉市議会	
第2号	商工業	川 口 幸 平	五泉商工会議所 副会頭	会長
		阿 部 律 雄	村松商工会 会長	
		横 野 恒 明	五泉織物工業協同組合 理事長	
		梅 田 恒 栄	五泉ニット工業協同組合 理事長	
		加 藤 恵 子	五泉商業協同組合 副理事長	
		関 塚 政 行	一般社団法人 五泉市観光協会 副会長	
	農業	樋 口 哲 夫	新潟みらい農業協同組合 営農経済担当常務	副会長
		浅 井 久 美 雄	新潟みらい農業協同組合五泉園芸組織連絡協議会 副会長	
		羽 賀 哲 夫	新潟みらい農業協同組合村松特産振興協議会 会長	
		今 井 収 子	新潟みらい農業協同組合女性部五泉支部 監事	
		松 尾 タカ子	五泉市農業委員会 会長代理	
	教育	澁 谷 隆	五泉市教育委員会 委員	
		関 塚 真 弓	五泉市社会教育委員会 委員	
		石 田 公 生	五泉市青少年健全育成市民会議 運営委員	
		松 尾 幸 一	五泉市文化協会 理事	
		大 楨 彰 吉	一般社団法人 五泉市スポーツ協会 理事長	
	医療・福祉	金 子 義 伸	一般社団法人 五泉市東蒲原郡医師会 会長	
		湯 浅 善 章	社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会 常務理事	
		渡 部 久 子	五泉市民生委員児童委員協議会 会長	
		相 田 生 永	五泉市食生活改善推進委員協議会 理事	
第3号	学識	山 田 宜 永	新潟大学 農学部 教授	
		武 井 恒 美	新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授	
第4号	公募委員	桑 原 貞 行	市民公募委員	